平成２１年（フ）第１０８３２号
東京都立川市栄町６丁目６―26―Ｉ―201
債務者　佐藤　好美（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８５７号
東京都葛飾区水元３丁目７―23―101
債務者　汐田まり子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８１号
東京都北区赤羽北３丁目３―20―201
債務者　宇佐美玲子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８４号
東京都足立区千住大川町21―７―201
債務者　柏木　美海
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８５号
埼玉県蓮田市大字黒浜1371―２
債務者　中野　敬介
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８６号
東京都板橋区本町41―１―403
債務者　金丸　　貢
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８７号
東京都西東京市保谷町３丁目10―６　第２日の出荘102
債務者　細川　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８８号
東京都北区志茂１丁目23―８―203
債務者　柳生　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９００号
神奈川県川崎市川崎区浜町２丁目３―10―102
債務者　椿　美穂子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９０６号
東京都立川市羽衣町３丁目14―９
債務者　木澤　秀樹
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９０７号
東京都北区志茂５丁目２―15―102
債務者　青柳　浩文
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９０８号
東京都八王子市東浅川町541―118、住民票上の住所東京都多摩市桜ヶ丘１丁目57―２―401
債務者　宍戸　弘治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９１０号
東京都大田区北糀谷１丁目５―17―607
債務者　芝田　孝治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９１５号
神奈川県横浜市南区中里１丁目４―12―116
債務者　藤井　保行
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９２０号
東京都練馬区南田中５丁目25―18―303
債務者　加地　朋雄
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９２４号
東京都多摩市永山２丁目24―１―305
債務者　久米よし子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部